

岐阜市地域クラブ活動指針

令和5年5月

ぎふ魅力づくり推進部

目次

1 基本方針

- (1) はじめに
- (2) 岐阜市における「休日の部活動の地域移行」

2 地域クラブ活動の運営について

- (1) 運営団体・実施主体
- (2) 各クラブにおける運営や連携の例

3 地域クラブ活動の管理について

- (1) 適切な活動基準の設定
- (2) 活動場所
 - ① 想定される各施設
 - ② 学校施設の利用・管理の在り方
- (3) 活動
- (4) スポーツ傷害の未然防止を含めた健康管理と事故防止
 - ① クラブ員の健康管理
 - ② 事故の未然防止
 - ③ 熱中症の未然防止
 - ④ けがに対する対応
- (5) クラブ費・会計
 - ① 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
 - ② 保険の加入
 - ③ その他、留意事項
- (6) 選手の移動

4 地域クラブ活動の指導

- (1) 指導にあたって
- (2) 地域クラブの役割
- (3) クラブ員の状況把握
- (4) 指導者
 - ① 適切な指導の実施
 - ② 指導力の向上
 - ③ 教職員の兼職兼業

1 基本方針

(1) はじめに

本指針は、休日の「学校部活動」が地域に移行した「地域クラブ活動」を対象としている。

休日の部活動の地域移行については、国が令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けたことを受け、岐阜県は令和7年度末までにすべての学校部活動の休日の活動を新たな地域クラブ活動へと移行することを目標とした。岐阜市においても、市内における地域の実情等を踏まえ、可能な限り早期の地域移行の実現を目指し、3年間で休日の部活動の地域移行の完了を目指すとともに、地域クラブ活動が将来にわたり、持続可能な運営を行うことで中学生が地域でスポーツ・文化芸術に親しむことのできる環境の充実に取り組む。

本指針は、岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを基にし、岐阜市における地域クラブ活動の指導、運営や管理等の拠り所となる共通理解事項等についてまとめた。

総合型地域スポーツクラブ及び保護者クラブ（地域クラブ活動）は、本指針を踏まえた目的や活動内容、運営方法等が記された規約等を作成するとともに、本指針を遵守した活動を行うこととする。

(2) 岐阜市における「休日の部活動の地域移行」

【スポーツ庁及び文化庁が示す方向性】

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）及び文化部活動の地域移行に関する検討会提言（令和4年8月9日）には、以下のように示されている。

休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、平日の部活動の地域移行についても視野に入れ、休日の部活動の地域移行とともにできるところから取り組むことが考えられる。地域移行の在り方や方法については、地域の状況に応じ様々な形となることが考えられ、柔軟な体制づくりを進めることが必要である。また地域移行完了時期については、少子化の進行や学校の働き方改革の進展を踏まえ、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で、地域における環境の整備充実に一定の時間を要することから、令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末までを改革推進期間として、段階的な地域移行を進めながら、令和8年度以降の持続的に取り組むことが可能な体制を整備する。

【岐阜市が目指す姿】

将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。そのために、学校だけで実施していた活動を、学校と地域が一体となった活動に変えていく。ただし、学校部活動の教育的意義や役割については地域単位の活動においても継承・発展させる必要があるため、学校と連携しながら学校部活動から地域クラブ活動として行うことができるようにする。

改革推進期間である令和5年度から7年度までの3年間は、全ての休日部活動を学校部活動から保護者クラブへと移行を進めることを目標とする。ただし、総合型地域スポーツクラブ

がある3つの地域(精華、長森・日野、三輪)の休日部活動は、種目によっては総合型地域スポーツクラブへと移行する。岐阜市は、令和5年度から地域クラブ活動における社会人指導者の単独指導を認め、地域で指導にあたる社会人指導者への謝金支払いの仕組みを整備した。

令和5年度から、ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課内に、部活動地域移行推進係を設置し、教育委員会や学校と連携して、休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行していく。まず休日の地域クラブ活動は社会人指導者が指導する仕組みを構築し、人材バンクを整備することにより社会人指導者を確保し、派遣できるようにしていく。次の段階として、保護者クラブと地域のスポーツ少年団や文化サークル活動、スポーツクラブといった民間団体などの新たな受け皿として検討を進めるとともに、地区の実情に応じて活動地域の整理・統合も行い他地区との合同による持続可能な運営体制を構築することを目指す。

以上の取組の推進により持続可能な運営体制を構築し、地域における地域クラブ活動としての「岐阜市が目指す姿」とする。

2 地域クラブ活動の運営について

(1) 運営団体・実施主体

- ・令和5年4月時点における、地域クラブ活動の運営団体・実施主体とは、総合型地域スポーツクラブ・保護者クラブ(以下、地域クラブ)のことである。本指針が対象とする保護者クラブとは、これまで土日どちらかで行ってきた学校部活動に置き換わって実施する地域クラブのことを指す。なお、複数の地域の保護者クラブが統合して設立する団体も想定される。
- ・地域クラブは、これまで部活動で様々な責任問題に対応する学校に代わって、スポーツや文化芸術の環境をマネジメントする役割を担うことになるため、生徒である地域クラブ員(以下、クラブ員)が安全安心に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体とする。
- ・地域クラブは、指導者との連絡調整を行い、緊密に地域クラブ活動社会人指導者と連携し体制を整備する。例えば、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定する。
- ・スポーツ・文化芸術団体等の地域クラブ活動中におけるクラブ員同士のトラブルや事故等の対応については、管理責任は地域クラブにあるが、学校や市の事務局と連携して対応する。
- ・文化系地域クラブについて、学校によっては美術や吹奏楽部など校舎内で行う場合、教職員の見届ける必要があり、負担が生じる。よって、運営にあたっては、文化芸術団体等の組織や地域の公民館等を使用することや、複数の学校が合同して実施することも考えられる。

(2) 各クラブにおける運営や連携の例

【地域クラブにおける運営や連携の例】

- 休日と平日で指導者が異なる場合には、部活動顧問と地域クラブ指導者、さらには保護者会等で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等を共有する機会を設ける。
- 運営や活動に関して地域クラブは協議を行い、指導者と連携を図ったうえで本指針やクラブの規約に基づいて運営する。
- 新たに1年生のクラブ員が加入する4月や、3年生のクラブ員が多く退会し体制が新しくなる9月などクラブ員の構成に変化がある時期（年2回を目安）に保護者会の開催を原則とし、その他必要に応じて開催する。
- 保護者会に際しては、クラブ加入者の全保護者で構成し、運営する方針等の確認、伝達の会とする。

3 地域クラブ活動の管理について

(1) 適切な活動基準の設定

- ・地域クラブは、クラブ員の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

<平日>

- ・1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。
- ・学校部活動に引き続き実施する場合においても、合わせて2時間程度とする。

<休日>

- ・1日の活動時間は半日以内（3時間程度）とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

○休養日

- ・週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・休日のみ実施する場合は、原則としてどちらか1日を休養日とする。
- ・平日に学校部活動や新たな地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、両日とも活動することを認めるが、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する。（両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える。）¹
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、クラブ員が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○活動時間及び休養日に関する留意点

- ・活動時間及び休養日については、成長期にあるクラブ員が、運動、食事及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から設定する。

¹ 地域クラブ活動は部活動と同様に、土日どちらか1日を休養日とする活動である。両日にわたって開催される大会に参加するなど両日の活動がやむを得ない場合は、休養日を翌週以降の土日に振り替え、平日に振り替えることはしないこととする。

- ・中学校がテスト週間中やテスト期間中は、活動しないことを原則とする。
- ・夏季休業中の中学校の閉庁期間については、全国大会等が迫っている地域クラブを除き、活動日を設けない。
- ・年末年始については、クラブ員の家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、活動日を設けない。
- ・第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。

(2) 活動場所

① 想定される各施設

- ・運動系については、小・中学校の体育館やグラウンド、市民体育館、多目的運動場、市民球場等の市が運営するスポーツ施設、その他スポーツ施設を使用する。
- ・文化・科学系については、中学校の音楽室、美術室等をはじめ、公民館、コミュニティセンター、生涯学習センター、その他文化施設を使用する。

② 学校施設の利用・管理の在り方

- ・活動場所については、各地域クラブが手配する。小・中学校の施設を利用する場合、「岐阜市立学校等体育施設開放使用申請書」を提出し、許可を得て使用する。
- ・文化系について、音楽室、美術室等を使用する場合、他の教室に入ることがないように用具保管のための倉庫の設置やスマートロックの設置に伴う扉の改修等を進める。
- ・施設設備、用具等の定期的な安全点検を行うとともに、指導者が活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

(3) 活動

- ・地域クラブは、地域の実情に応じ、クラブ員の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、また、総合型地域スポーツクラブは他の世代向けに設置されている活動に、クラブ員と一緒に参画することができるようにするなど柔軟に運営する。
- ・地域クラブは、地域で実施しているスポーツ・文化芸術活動の内容等をクラブ員や保護者に対して周知する。

(4) スポーツ傷害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

① クラブ員の健康管理

- ・本人・保護者からの情報提供等により、個々のクラブ員の健康状態を事前に把握するとともに、できる限り活動中のクラブ員の様子を見届け、疲労状況や精神状況を把握しながら監督する。
- ・計画的な活動により、各クラブ員の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう指導者と連携する。

② 事故の未然防止

- ・けがや事故を未然に防止し、安全な地域クラブ活動を実現するため、全ての監督者が救急機関等への連絡の手順と方法等、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、地域クラブとしての安全管理体制を整備する。
- ・施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、クラブ員の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

- ・クラブ員自身が、安全に関する知識や技能について、積極的に自分や他人の安全を確保することができるよう努める。

③ 熱中症の未然防止

- ・梅雨時や夏季など熱中症の心配がある時期の活動については、休憩を十分取り塩分・水分補給などを確実にいき、クラブ員の健康管理について万全の体制で活動を行う。
- ・高温や多湿時における活動については、延期や中止、時間の短縮を含めた運営の見直し等、柔軟な対応を行う。
- ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

④ けがに対する対応

- ・緊急時の連絡先等を確認し、保護者同士で連携して適切な対応ができるようにする。
- ・活動中(大会、練習試合等を含む)のけがについては、医療機関で診察、治療を受ける。
- ・保護者への連絡をその場で確実に行うことに加え、総合型地域スポーツクラブの事務局又は、保護者クラブ保護者代表等への報告及び学校への連絡を行う。
- ・活動中の事故について、スポーツ安全保険の対象となるため、確実に手続きを行う。

(5) クラブ費・会計

- ・会計担当を地域クラブから代表を選任する。

① 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ・選手移動費用等別途経費が生じた場合は、保護者会で協議し、了解のうえ、集金ができる。
- ・地域クラブは、クラブ員や保護者に対して、加入説明会の際に、費用等に係る理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定する。
- ・地域クラブは、会費や指導者への謝金(岐阜市地域クラブ活動社会人指導者登録をしていないクラブが独自で依頼している指導者)の支払い等は口座で管理し、公正かつ適切な会計処理を行い、適宜、会計報告等を実施する。

② 保険の加入

- ・地域クラブは、活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料のスポーツ保険等を選定し、指導者や参加するクラブ員に対して、保険への加入を義務付ける(市の社会人指導者は、市でスポーツ安全保険に加入する)。
- ・加入する保険については、自身のけが等を補償する保険だけでなく、個人賠償責任保険も保障対象となる保険を選定する。
- ・規約等にも保険加入に関する条項を位置付ける。

※地域クラブ活動は、学校部活動と異なり、独立行政法人「日本スポーツ振興センター」による医療費補助の対象とならない。

③ その他、留意事項

- ・地域クラブ活動に関わる運営経費の徴収については、地域クラブが決める。
- ・その際、保護者の経済的負担に配慮する。また、用具や練習着、遠征などにかかる費用などの必要性を十分に説明し、同意を得る。
- ・物品購入に際して、保護者会にて商品の選定、注文のとりまとめ、代金の立て替え、業者への支払などを行う。

- ・保護者同士の協力体制の確立に努める。
- ・地域クラブの活動に必要となる賃借料金の使用、用具等の購入は保護者会で協議する。
- ・会費の徴収や執行は、地域クラブで行う。
- ・会計担当は会費の管理や執行、会計報告の適正な管理運営を行う。
- ・活動時やクラブの行き来の事故により損害賠償責任を負った場合に備え、賠償保険に加入することも協議する。

(6) 選手の移動

- ・大会や練習試合、遠征などでのクラブ員の移動手段は公共の交通機関の利用を原則とする。徒歩や自転車による集合の場合は、事前の安全確認を確実にを行う。
- ・公共交通機関を利用する場合は、保護者代表が同行し、クラブ員の安全確保に努める。
- ・自転車を利用する場合は、移動経路や人数などを考慮しながら安全確保を第一とする。クラブ員には、ヘルメットの着用及び交通ルールの遵守を事前に確認した上で、保護者が同行し、拠点で安全確認を行うなど、安全確保に努める体制を取る。
- ・タクシー、貸切バスを利用する場合は、保護者が同行し、移動途中のクラブ員の状況が把握できるようにする。
- ・公共交通機関等での移動ができない場合は、責任と移動手段について保護者に一任する。

4 地域クラブ活動の指導（監督者及び指導者）

地域クラブの監督及び指導者が指導する際には、以下の点を十分に踏まえることとする。

(1) 指導にあたって

- ①クラブ員の人権や人格を尊重する。
- ②クラブ員の自主性を尊重する。
- ③クラブ員の発達の段階を考慮した指導を心がける。
- ④クラブ員のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がける。
- ⑤クラブ員の心理的特徴に配慮した指導を心がける。
- ⑥勝利至上主義に陥らない指導に努める。
- ⑦地域クラブは社会人指導者などと役割分担を十分協議し、連携した指導体制をつくる。
- ⑧結果だけでなく過程を大切にし、クラブ員の努力を進んで賞賛する。

(2) 地域クラブの役割

地域クラブ及び指導者の役割は、クラブの運営や活動に関わるクラブ員の技術指導をはじめ多岐にわたる。指導方針やクラブの目標達成に向かうクラブ員を支援するために複数の大人で監督することが望ましく、社会人指導者、保護者等と役割を分担して、活動が充実するよう次の点について特に努める。

- 年間・月活動計画案の作成
- クラブ員名簿、緊急連絡網等の作成
- クラブ長、学年代表等のクラブ員の組織づくり
- 保護者同士の連携、連絡調整
- 指導者等との連携、連絡
- 地域クラブにおける保護者会の開催
- クラブ活動備品、用具、ユニフォーム等の管理
- 他の地域クラブ、大会組織、中体連との連絡
- 事故、けが等の対応及び保護者への連絡方法
- 各種大会への参加のためのクラブ員輸送に関わる連絡調整

【外部指導者との協同】

- 実技・技術指導
- クラブ員の健康状態の把握
- クラブ員の健康管理
- 事故防止と安全指導
- クラブのミーティング
- クラブ活動記録の活用 等

(3) クラブ員の状況把握

地域クラブ及び指導者が活動中のクラブ員の状況を把握することは、重要であり、状況に応じた柔軟な対応が求められる。

次のことに心がけ、クラブ員の状況把握に努める。

- 活動中や活動前後の健康状態を確認する。
 - ・ けがや疾病対応については、特に万全の対応を心がける。医療機関の受診、保護者や関係者と連絡しながら活動の内容や時間、けがや疾病、熱中症等に対する配慮や対応を確実に行う。
- クラブ員とのコミュニケーションを大切にする。
- クラブ員が発する不安や悩み等のシグナルを見逃さないようにする。
- 活動日誌等を活用し、クラブ員の状況を把握する。

また、指導者は次のことにも留意する。

- ・ 研修会等に参加したりするなど、種目への理解を深めるよう努める。
- ・ クラブ員が少ない場合でも、充実した活動のために最善を尽くす。
- ・ 大会やコンクールなどに出場できないクラブ員に対しても、練習試合や発表会などで成果を発揮する場を設けるなど様々な工夫をする。

(4) 指導者

指導者は、主として「岐阜市地域クラブ活動社会人指導者」及び「地域クラブが独自に指導を依頼する外部指導者」である。

指導者に求められるのは、生徒のニーズに応える質の高い専門的な技術指導と教育者としての適切な指導である。

指導者として、以下のことに留意する。

法令等に基づき公正中立の立場で指導することが厳しく求められる。体罰やセクシャルハラスメントなどの違法行為は許されるものではない。以下のような点について留意する必要がある。

- 社会教育の一翼を担っているという自覚をもつこと。
- クラブ員の健康観察や体調管理を行い、安全に留意し活動を行うこと。
- その場の感情に流されることなく、冷静な判断の下、指導にあたること。
- 体罰や恫喝・暴言、威圧は絶対にしないこと。
- 選手選考などをたてにした指導をしないこと。
- 一部の保護者やクラブ員の意見で動かず、広い見地に立ち行動すること。
- クラブ員の個人情報の保護に配慮すること。
- 常に地域クラブと報告・連絡・相談を行うこと。

① 適切な指導の実施

- ・指導者及び地域クラブは、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- ・指導者は、クラブ員との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得し、指導にあたる。
- ・指導者は、中学校運動部活動指導手引（スポーツ庁ホームページ）を活用して、指導を行うことや、県が主催する部活動指導者講習会へ積極的に参加する。
- ・各競技団体・スポーツ少年団の指導者、競技・活動経験のある大学生、文化芸術団体の指導者など、様々な関係機関から指導者を確保することが考えられる。
- ・体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体とも連携し、競技力と同時に心身の健全な成長を目指す指導力の向上を図る。

<社会人指導者の服務>：岐阜市地域クラブ活動社会人指導者派遣事業実施要項

法令等に基づいた、適切かつ公正な指導を行う。

(体罰や暴言、ハラスメントや不適切な身体接触などの行為や違法行為の禁止)

- 体罰等を行った場合、当該地域クラブ活動の指導を中止するとともに、ぎふ魅力づくり推進部の指導の下、厳正に対処する。
- 外部指導者が体罰等を行った場合には、ぎふ魅力づくり推進部または地域クラブ長により委嘱を解き、地域クラブ活動への指導にあたらせない。

② 指導力の向上

- ・岐阜県が公益財団法人岐阜県スポーツ協会と連携し、指導者育成研修会が継続的に開催されるため、その研修会に社会人指導者は可能な限り参加する。
- ・研修会において、効果的な練習方法、スポーツ医・科学、コンプライアンス、アンガーマネジメント、体罰、ハラスメントの根絶等について学び、指導力の向上に努める。
旨定された研修を終えた指導者には、指導者ライセンスが交付される。

③ 教職員の兼職兼業

- ・専門的な知識や技量、指導経験があり、かつ新たな地域クラブ活動での指導を強く希望す

る教職員は、兼職兼業届により社会人指導者になることができる。その際、小学校の教職員で指導を希望する者も、兼職兼業の手続きをすることができる。

- 兼職兼業の際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことも事前確認する。